



Title	遼朝皇帝の廟号に関する三つの問題
Author(s)	肖, 愛民; 河内, 桂
Citation	東アジア諸地域における王室儀礼比較史のための国際的研究基盤の構築 王室儀礼関連翻訳論文／調査報告. 2025, p. 20-34
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/100669
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

遼朝皇帝廟号に関する三つの問題

肖愛民

概要

遼朝皇帝が廟号制度を実施した時期については様々な記載が残っており、宋人による記載と遼代碑刻の記載を総合することにより、遼朝の廟号制度は耶律隆緒が即位した後によく完成したものと確定できる。『附馬贈衛国王沙姑墓誌』の「贊」に見える「太祖」とは、撰者焦習が駢儻文を書く必要のために中原の儒家文化の伝統にもとづき使用した語彙であり、けっしてこの時に耶律阿保機がすでに廟号「太祖」を有していたことを示すものではない。遼朝のいわゆる「太廟」は厳密な意味で中原王朝にあるような太廟ではなく、単にすでに亡くなった皇帝の「先廟」や「祖廟」にすぎず、追尊された皇帝はその中に祀られてはおらず、皇后も死後その夫たる皇帝の廟中にあわせ祀られることではなく、赤い錦衣をまとった皇后の神主木人は契丹人の伝説の女始祖赤娘子と共に木葉山の廟中に祀られた。遼朝のいわゆる「太廟」は、固定された建築物ではなく、氈帳と氈車で構成され、その前に纛を伴って草莽中にあり、皇帝の四時捺鉢に随行したのである。

古代中原王朝では、皇帝が死んだあと、太廟に升祔され室を立てて祀られるが、その廟中における位置を確定するために特別に位牌の名前をつけた。これが「廟号」であり、封建時代の宗法祭祀制度における専用の称号の一つである。一般に廟号制度は商朝から始まったと考えられており、漢代以降の歴代の中原王朝はみなこの制度を継承した。遼朝は、契丹の迭刺部の貴族であった耶律阿保機が北に遷ってきた漢人の援助のもと 10 世紀初頭に中国北方に建てた政権である。その顕著な特徴は、宋の神宗趙頊の言葉を用いれば、「城国を領有し、行国を領有する（有城国、有行国）」¹というもので、遊牧と農耕の二大地域を統治するために、契丹の統治者は「国制（契丹の制度）」によって契丹を治め、漢制によって漢人に対応する（以国制治契丹、以漢制待漢人）」²という統治政策を実行し、中原の漢制である廟号制度をも吸収し模倣した。そのため遼朝皇帝は、末帝の天祚帝耶律延禧を除き、開国皇帝の耶律阿保機から耶律洪基までみな廟号を有した。遼朝皇帝の廟号及びそれにまつわる問題について、これまで先行研究がないため、以下に三つの問題について検討を試みる。

一、遼朝廟号制度の実施時期

『遼史』の記載によると、開国皇帝の耶律阿保機から耶律洪基までの遼朝諸帝はみな廟号を有した。諸帝の在位時期の順にしたがって、諸帝の廟号とそれを奉った時期を表に作成した（表 1）。

¹ 『続資治通鑑長編』卷三二八、元豐五年七月癸巳（7899-7900 頁）。

² 脱脱『遼史』卷四五、百官志一（685 頁）。

表1にもとづき見て取れるのは、遼朝の諸帝は死後まもなく廟号を有していたということであり、このことは、開国皇帝の耶律阿保機の没後すなわち天顯元年(926)に、遼朝がすでに中原王朝の廟号制度を模倣していたことを示している。それは具体的には耶律阿保機の皇后であった述律平が称制した時期である³。その後この制度はずっと継続し、遼末の乱世に南京(現在の北京)に「北遼」を建てた耶律淳も死後に廟号「宣宗」を有し⁴、また西遷して中央アジアに「西遼」(カラ=キタイ)を建てた耶律大石父子もこの制度を継承し、大石の廟号が「徳宗」で、その子夷列の廟号が「仁宗」⁵であった。

表1 遼朝皇帝廟号簡表

皇帝	廟号	廟号をたてまつった時期
耶律阿保機	太祖	天顯元年(926)九月
耶律德光	太宗	天祿元年(947)九月
耶律兀欲	世宗	応暦二年(952)
耶律璟	穆宗	保寧元年(969) ⁶
耶律賢	景宗	統和元年(983)正月
耶律隆緒	聖宗	景福元年(1031)閏十月
耶律宗真	興宗	清寧元年(1055)十月
耶律洪基	道宗	乾統元年(1101)六月

遼朝が耶律阿保機の死後に中原王朝の廟号制度に倣ったことは、元朝の書舗が偽造したとされる『契丹国志』⁷からも裏付けられ、例えば「太祖(耶律阿保機)を木葉山に葬った。……廟号は太祖とした。(葬太祖於木葉山……廟号太祖。)」⁸、「明年八月、(耶律德光)木葉山に葬った。……廟号は太宗とした。(明年八月、葬於木葉山。……廟号太

³ 脱脱『遼史』卷二、太祖紀下、天顯元年七月壬午(23頁)「皇后称制、權決軍国事。」

⁴ 脱脱『遼史』卷三〇、天祚皇帝紀四、耶律淳(353頁)「保大二年、……淳病死、年六十。百官偽謚曰孝章皇帝、廟號宣宗、葬燕西香山永安陵。」

⁵ 脱脱『遼史』卷三〇、天祚皇帝紀四、耶律大石(357頁)「耶律大石者……康國十年歿、在位二十年、廟号徳宗。子夷列……在位十三年歿、廟号仁宗。」

⁶ 脱脱『遼史』の穆宗本紀の記録によると、「帝は弑殺され、年は三十九。廟号を穆宗とした」とあり、景宗が即位した後に彼に廟号をたてまつたかどうかは定かではない。なぜなら、景宗本紀には彼に尊号を奉ったという記録がないからだ。ここでは本紀の文章の書き方に従って、ひとまず景宗保寧元年に廟号を奉ったものとみなしておく。

⁷ 『契丹国志』について、故劉浦江氏は、この本は元代の坊肆書賈が利益のために宋人の記録を寄せ集めて写し、南宋の葉隆礼に仮託して編纂された偽書ではあるが、宋人の記録に取材したうえに成書が『遼史』より早いので、それでもなお重要な参考とすべき価値があるとした(劉浦江「關於〈契丹国志〉的若干問題」同『遼金史論』遼寧大学出版社、第323-334頁参照)。

⁸ 葉隆礼『契丹国志』卷一、太祖大聖皇帝、天賛六年九月(9頁)。

宗。)」⁹、「世宗(耶律兀欲)は在位合計五年で崩じ、廟号は世宗とした。(世宗在位凡五年崩、廟号世宗。)」¹⁰、「帝(耶律璟)は在位合計十九年で、……廟号は穆宗とした。(帝在位凡十九年、……廟号穆宗。)」¹¹、「帝(耶律賢)が崩じ、……廟号は景宗とした。(帝崩、……廟号景宗。)」¹²、「(耶律隆緒は)上京西北二百里の赤山に葬られ、……廟号は聖宗とした。(葬上京西北二百里赤山、……廟号聖宗。)」¹³、「国主(耶律宗真)が崩じ、…廟号は興宗とした。(国主崩、……廟号興宗。)」¹⁴、「帝(耶律洪基)が崩じ、……廟号は道宗とした。(帝崩、……廟号道宗。)」¹⁵とある。しかし疑問が残るのは、宋人にはさらに『遼史』・『契丹国志』と異なる記事があることである。

たとえば『新五代史』には、「永康王兀欲が立ち、徳光に^{おくりな}諡を贈って嗣聖皇帝とし、阿保機を太祖と名づけ、徳光を太宗と名づけた。(永康王兀欲立、諡徳光為嗣聖皇帝、号阿保機為太祖、徳光為太宗。)」とある¹⁶。遼朝は耶律兀欲が即位した後によく亡き耶律阿保機と耶律徳光とに廟号を追上したのであり、それはすなわち耶律兀欲が即位した後になつて初めて遼朝の皇帝は廟号制度を実施したということである。『文献通考』¹⁷の記載もそれと同じである¹⁸。

『続資治通鑑長編』(以下『長編』と略称する)には、宋太祖開宝二年(遼穆宗応暦十九年、遼景宗保寧元年、969年)、「この歳、契丹主明(耶律璟を指す—引用者注)が帳下の者に弑殺された。……明が立ってから合計十九年であり、穆宗を諡とし、天順皇帝と名づけた。(是歳、契丹主明為帳下所弑。……明立凡十九年、諡穆宗、号天順皇帝。)」¹⁹とある。しかし、宋真宗大中祥符元年(遼聖宗統和二十六年、1008年)には「契丹主(耶律隆緒を指す—引用者注)は阿保機の廟を追尊して太祖と言い、徳光を太宗と言い、阮を世宗と言い、明を穆宗と言い、賢を景宗と言った。また東丹人皇王倍に讓国皇帝を贈り、自在太子阮に恭順皇帝を贈った。(契丹主追尊阿保機廟曰太祖、徳光曰太宗、阮曰世宗、明日穆宗、賢曰景宗。又贈東丹人皇王倍為讓国皇帝、自在太子阮為恭順皇帝)」²⁰とある。つまり、耶律隆緒が、統和二十六年に初めて耶律阿保機の廟号を太祖、耶律徳光を太宗、耶律兀欲を世宗、耶律璟を穆宗、耶律賢を景宗と追上したのである。これによれば統和二十六年以前には遼朝の亡くなつた

⁹ 葉隆礼『契丹国志』卷三、太宗嗣聖皇帝下、会同十一年(46頁)。

¹⁰ 葉隆礼『契丹国志』卷四、世宗天授皇帝(55頁)。

¹¹ 葉隆礼『契丹国志』卷五、穆宗天順皇帝(62頁)。

¹² 葉隆礼『契丹国志』卷六、景宗孝成皇帝、乾亨九年(69頁)。

¹³ 葉隆礼『契丹国志』卷七、聖宗天輔皇帝、太平十年(83頁)。

¹⁴ 葉隆礼『契丹国志』卷八、興宗文成皇帝、重熙二十三年八月(94頁)。

¹⁵ 葉隆礼『契丹国志』卷九、道宗天福皇帝、寿昌六年七月(106頁)。

¹⁶ 欧陽脩『新五代史』卷七二、四夷附録一、契丹上(899頁)。

¹⁷ 『文献通考』の作者の馬端臨は宋末元初の人だが、その遼朝について書いた内容は基本的に宋人の記録に基づいているので、ここではやはり『文献通考』の遼朝に関する見解を宋人のものとみなす。

¹⁸ 馬端臨『文献通考』卷三四五、四裔考二二、契丹上(9576頁)。

¹⁹ 李燾『長編』卷一〇、開宝二年(237頁)。

²⁰ 李燾『長編』卷七〇、大中祥符元年(1583頁)。

諸帝には廟号がなかったということであり、前述の記載と矛盾することになる。つまり、同一の典籍内において、遼朝皇帝の廟号が施行された時期に関して、応暦十九年の耶律璟の死後とする記述と統和二十六年の耶律隆緒による追号とする記述という二つの異なる記載が存在するのである。

『宋会要輯稿』(以下『宋会要』と略称する)にも、「(耶律阿保機は)後唐天成元年(926年)に亡くなり、僭偽の謚を大聖皇帝とした。(後唐天成元年卒、偽謚大聖皇帝。)」、「(耶律徳光は)死に、僭偽の謚を嗣聖皇帝とした。(死、偽謚嗣聖皇帝。)」、「(耶律兀欲を)天授皇帝と名づけた。(号天授皇帝。)」、「(耶律璟を)天順皇帝と名づけた。(号天順皇帝。)」²¹とある。宋太宗太平興國七年(982年)に明記(耶律賢を指す一引用者注)が病死して、「僭偽の謚を明記に贈って景宗孝成皇帝とした。(偽謚明記景宗孝成皇帝。)」²²とある。このうち耶律賢の謚号は廟号「景宗」と混同してしまっている。これ以前に諸帝は謚号あるいは尊号のみを有していて、廟号はまだ存在しなかったため、それゆえ遼朝皇帝の廟号について言えば、耶律賢の死後によく始まったと考えられる。

ここでは前に引いた『契丹国志』を含む宋人が記した上述の遼朝諸帝の尊号と謚号の錯誤問題²³は一旦置き、遼朝皇帝の廟号制度を実施した時期の前後順序のみについて言えば、『契丹国志』は元人の偽書なので考慮から除くとして、宋人による記載は内容によっておよそ四種類に分けられる。第一は『新五代史』・『文献通考』を代表とするもので、耶律兀欲が即位後に耶律阿保機と耶律徳光に廟号を奉ったとし、遼朝が廟号制度を実施したのは耶律兀欲の即位後すなわち天禄元年(947年)から始まったとみなすものである。第二は『長編』を代表とするもので、耶律璟の死後、耶律賢が即位して耶律璟に廟号「穆宗」を奉ったとするもので、耶律賢の即位後すなわち保寧元年(969年)から施行したとみなすものである。第三は『宋会要』を代表とするもので、耶律賢の死後に廟号が始まったとし、つまり遼朝の廟号制度は聖宗耶律隆緒が即位してから行われ始めたとみなすものである。第四はやはり『長編』中の記載で、耶律隆緒が統和二十六年(1008年)に亡き諸帝に対して廟号を追上したとするもので、遼朝の廟号制度は耶律隆緒の統和二十六年に初めて行われるようになったと説明する。

では、この宋人による四種の『遼史』とは全く異なる記載について、どのように理解すべきだろうか。

第一に、遼朝側から言えば、遼朝初年には中原王朝のような史官制度がまったくなかったため、その結果遼初五帝の記録は非常に簡略で、その多くは口承で伝えられることとなった。『遼史』の底本の一つである耶律儼『皇朝実錄』は遼末に編纂されたもので遼初の史実に関しては追記と修補があるうえに非常に簡略である。そのうえ『遼史』は元朝の史臣が一年に

²¹ 徐松『宋会要輯稿』蕃夷一之一(9711頁)。

²² 徐松『宋会要輯稿』蕃夷一之九(9716頁)。

²³ 肖愛民「遼太宗耶律徳光の尊号と謚号探析」『内蒙古社会科学』2016年第5期、「遼代碑刻中“文成皇帝”と宋人所記遼“文成皇帝”辨析」『遼金史論集』第15集、北京:科学出版社、2017年、「遼聖宗耶律隆緒の尊号と謚号辨析」『河北大学学報(哲学社会科学版)』2017年第1期参照。

満たぬ短い期間で慌ただしく編纂したものである。その最大の欠点は内容が貧弱な点であり、また記事は不完全であり、結果として遼朝の多くの史実が曖昧となってしまい、この点はとりわけ遼初の時期について顕著である。『遼史』全三〇巻の「本紀」を例に挙げれば、耶律阿保機から耶律賢まで五人の皇帝の統治期間は七七年もの長きにわたるもの、わずか九巻しかない。そのため、『遼史』の記述より見れば遼朝の皇帝廟号制度は耶律阿保機の死後すぐに実施されていたようにみえるにもかかわらず、詳細に検討するとそのなかにやはり疑問点があることに気づく。例えば、耶律兀欲と耶律璟が廟号を奉った時期については具体的な月の記録がなく、とりわけ耶律璟の廟号に関しては、記載から具体的な年月を決めることが困難である。また、中原王朝では、諡号は一般的に廟号と組み合わせて用いられていたが、遼初には諡号制度は実施されておらず、耶律德光と耶律璟父子には死後に諡号がなかった。徳光には耶律隆緒が在位した統和二十六年（1008年）になってやっと諡号を奉ったが、それは彼の死からはすでに六一年もの長い期間を経ていた。また耶律璟にも耶律宗真が在位した重熙二十一年（1052年）になってからようやく諡号を奉り、その死からすでに八三年も経ていた。上記の二つの事例から見ただけでも、耶律阿保機死後に遼朝がすぐに廟号制度を施行していたと考えることには大いに疑問がある。

第二に、宋朝側から見ると、遼宋は南北に対峙していたために双方はたがいを敵とみなして防衛していたが、遼統和二十二年（宋真宗景德元年、1004年）に「澶淵の盟」を締結したのを境として、それ以前は戦闘と和平を繰り返していたのに対し、それ以後は平和を実現し、相互に使節を派遣し慶事・凶事をともに祝い弔うようになった。したがって、宋人が遼朝の状況に关心を持ち記録を残すのは当然のことであり、その信頼性はかなり高い。例えば『宋大詔令集』に記載された耶律隆緒の尊号は「睿文英武宗道至德崇仁廣孝功成治定啓元昭聖神贊天輔皇帝」²⁴であり、これは『遼史』聖宗紀の太平元年（1021年）の尊号²⁵とは異なるが、慶陵から出土した「聖宗皇帝哀冊」²⁶と一致することから、宋人の記載のなかには『遼史』の不足を補い得るものがあることを示している。

第三に、『遼史』、宋人の記述、遼代碑刻の記述とを結びつけて分析してみよう。『遼史』の記載によると、耶律兀欲は天禄元年（947年）九月に柴冊礼を行った後、皇考（亡父）の耶律倍に追謚して「讓国皇帝」²⁷とした。ここには『文献通考』記載の阿保機と徳光に廟号を追奉したという記事は見えない。耶律賢の死後、『遼史』では耶律隆緒が即位してから諡号と廟号を奉ったと記すが、これは『宋会要』と一致する。また『遼史』には耶律隆緒が統和二十六年（1008年）に「秋七月、太祖・太宗・讓国皇帝・世宗の諡を増し、なお皇太弟李胡に諡を贈って恭(欽)順皇帝と呼んだ。(秋七月、增太祖・太宗・讓国皇帝・世宗諡、仍諡皇太弟李胡曰恭(欽)順皇帝。)」²⁸とする。これは『長編』に記す阿保機などの五帝の廟号を

²⁴ 『宋大詔令集』卷二二八、政事八一、四裔一、契丹一「与契丹遺書」「即位報契丹書」など（882頁）。

²⁵ 脱脱『遼史』卷一六、聖宗紀七、太平元年十一月癸未（189頁）。

²⁶ 向南『遼代石刻文編』「聖宗皇帝哀冊」（太平十一年）（193-194頁）。

²⁷ 脱脱『遼史』卷五、世宗紀、天禄元年九月丁卯（64頁）。

²⁸ 脱脱『遼史』卷一四、聖宗紀五、統和二十六年七月（163頁）、校勘記（166頁）。

追上し、耶律倍・李胡を追尊して皇帝としたのとは異なっている。『遼史』・『長編』・『宋会要』はみな後人が修撰した史書であって実録ではなく、そのうちの一部の記載には後人による増補や修正が含まれているのは確実なので、上に述べた三種の宋人の記載については、『遼史』と一致するからという理由で正しいと肯定したり、あるいは『遼史』と矛盾しているからといってすぐさまみな錯誤であると結論づけるのは困難である。一方で、出土した遼代碑刻は遼人が残した貴重な一次史料であるから、そのなかに遼朝諸帝の廟号が現れた時期を調べることで、宋人の記述を見分けるために役立つかもしれない。

遼代碑刻を検索すると、耶律阿保機の廟号「太祖」の最も早い例は穆宗応暦九年（959年）の「駙馬贈衛国王沙姑墓誌」²⁹（以下「沙姑墓誌」と略称）中に現れ、その後は興宗重熙十四年（1045年）の「泰國太妃墓誌」³⁰以後になると頻繁に現れることに気づく。耶律徳光の廟号「太宗」は、興宗重熙十五年（1046年）の「秦晉国大長公主墓誌」³¹中に初出し、その後頻繁に現れる。耶律兀欲の廟号「世宗」は道宗咸雍元年（1065年）の「耶律宗允墓誌」³²中のみに見える。耶律璟の廟号「穆宗」はそれぞれ聖宗太平二年（1022年）の「韓紹娣墓誌」³³と天祚帝乾統元年（1101年）の「梁援墓誌」³⁴と十年（1110年）の「高澤墓誌」³⁵中に見える。耶律賢の廟号「景宗」は最も早くは統和四年（986年）の「耶律延寧墓誌」³⁶中に見え、その後頻繁に出現する。耶律隆緒の廟号「聖宗」は、初出は太平十一年（1031年）の「聖宗皇帝哀冊」³⁷中にあり、その後頻繁に出現する。耶律宗真の廟号「興宗」は、最初に道宗清寧四年（1058年）の「蕭晏墓誌」³⁸中に現れ、その後も頻繁に現れる。耶律洪基の廟号「道宗」は、天祚帝乾統元年（1101年）の「道宗皇帝哀冊」³⁹に最初に現れ、その後も何度も現れた。上記の検索の結果には注目すべき点が二つある。一つは耶律阿保機の廟号「太祖」は応暦九年（959年）の「沙姑墓誌」で初めて現れた後、重熙十四年（1045年）になって漸く再び碑刻に現れることで、その空白期間はなんと八六年もの長期にわたる。二つ目は「太祖」の廟号以外では、耶律賢の廟号「景宗」が碑刻に見える最も早いもので統和四年（986年）であり、その後頻繁に現れ、その後の耶律隆緒・耶律宗真・耶律洪基の廟号は死後にみな頻繁に碑刻に出現した点である。

第四に、耶律兀欲の廟号「世宗」から分析すると、遼朝が廟号制度を施行したのは耶律賢の即位後のことだったはずである。開国皇帝の耶律阿保機・耶律徳光父子の廟号である「太

²⁹ 向南『遼代石刻文編』27-28頁。

³⁰ 向南・張國慶・李宇峰『遼代石刻文統編』90-92頁。

³¹ 向南『遼代石刻文編』248-251頁。

³² 向南『遼代石刻文編』319-322頁。

³³ 向南・張國慶・李宇峰『遼代石刻文統編』63-64頁。

³⁴ 向南『遼代石刻文編』519-523頁。

³⁵ 向南『遼代石刻文編』611-612頁。

³⁶ 向南『遼代石刻文編』85-86頁。

³⁷ 向南『遼代石刻文編』193-195頁。

³⁸ 向南・張國慶・李宇峰『遼代石刻文統編』113-114頁。

³⁹ 向南『遼代石刻文編』513-515頁。

祖」・「太宗」からは遼朝がいつ廟号制度を実施したのかは確定しにくいが、耶律兀欲の廟号「世宗」からは実施のおおよその時期を推定することができる。というのも、世宗という言葉は一般に「文治武功があり一世の宗である」という意味があるが、他方でまた別の重要な意味を持つ語で、それはすなわち「従来とは別の新たな皇統を開き帝系を皇族内部で転移させた」という意味である。例えば、漢武帝劉徹の廟号が「世宗」なのだが、彼はそもそも漢景帝の「中子」だったにもかかわらず、嫡長子である皇太子劉栄が廃された後に、皇太子に立てられて即位した^{[10]144}のであり、ゆえに彼の廟号「世宗」は帝系転移の意味を持つ。また五代後周の「世宗」柴榮も、もともとは後周太祖郭威の妻の甥だったが、郭威の養子となり⁴⁰、その後に即位したので、彼の廟号「世宗」は帝系が郭氏から柴氏に転じたという意味を含む。つまり、耶律兀欲の廟号が「世宗」であることもまた、遼朝の帝系がそこから転位を始めたこと、すなわち太宗耶律德光系統から耶律倍系統に移ったことを説明するものであり、ゆえにこの廟号は耶律兀欲の死後、耶律璟の在位期間に奉ったものであるはずがなく、その後裔すなわち耶律賢を含む以後の諸帝が奉ったものしかありえない。

これらによって総合的に判断すると、遼朝は漢制の皇帝廟号制度に倣ったものの、耶律賢の死後、統和元年（983年）に耶律隆緒が即位して耶律賢に謚号・廟号を奉ったことで、遼朝はようやく廟号制度を初步的に実施し始めたことになるが、真に完成したと言えるのは統和二十六年（1008年）であり、この年七月に耶律隆緒は詔を下して正式に耶律阿保機から耶律賢などの諸帝に廟号を奉ったのである。このように見ると、『宋会要』の「太宗太平興国七年（982年）」の記事は中原の礼制の風俗に基づいて記されており、相対的に言えば比較的正確だが、宋人のその他の記載には誤りが存在することが分かる。たとえば、遼乾亨三年（981年）「張正嵩墓誌」⁴¹の記述によると当時耶律倍はすでに「讓国皇帝」の謚号を持っていましたし、統和四年（986年）の「耶律延寧墓誌」によると耶律賢はすでに「景宗」の廟号を持っていた。これは『長編』の「真宗大中祥符元年（1008年）」の記述には一定の誤りがあることを示しているが、『遼史』の統和二十六年七月の記述を合わせると、この年に遼朝において皇帝の廟号・謚号制度を整備する措置が確実にあったことを証明できる。『長編』と『遼史』の異なる記載は、後世の編纂者が前後の矛盾を避けるためにそれぞれ修正した結果なのである。

二、「附馬贈衛国王沙姑墓誌」中の「太祖」に関する考察

上述のように、耶律阿保機の廟号「太祖」は穆宗耶律璟応暦九年（959年）の「沙姑墓誌」に最初に見え、その撰者は「隨帳郎中焦習」であった。「隨帳郎中」について、羅繼祖先生は契丹皇帝の牙帳の四時捺鉢に従う遼朝漢官の省（尚書省）・部（六部）の属官を指すと考え

⁴⁰ 薛居正『旧五代史』1583頁。

⁴¹ 向南『遼代石刻文編』68-69頁。

ている⁴²。焦習が遼朝中央政府の郎中職である以上、彼はただの漢人ではなく、高い文化水準を持つ士人だったはずである。

墓誌銘は中国古代の一種の特殊な文体として、一般的に「誌」と「銘」の二つの部分で構成されており、その中で「誌」は墓誌の本文にあたり、多くは散文で故人の名前・本籍地・世系・官爵・生涯・子孫などを述べる。「銘」は墓誌の最後にあって「誌」を要約し、多くは典故・韻律・対句を重んじた駢儷文である。「沙姑墓誌」の「誌」では耶律阿保機を「大聖皇帝」と称したが、使用しているのはその神冊元年（916年）の尊号「大聖大明天皇帝」⁴³の略称であり、廟号「太祖」は墓誌の最後の「贊」に見られる。この「贊」は「銘」と同じ性質のもので、墓の主人を追悼し賞揚する特別な文体で、遼代の墓誌では「詞」や「辭」とも作り、例えば「耶律羽之墓誌」⁴⁴と「韓匡嗣墓誌」⁴⁵の後ろは「銘」であり、「趙德鈞妻仲氏墓誌」⁴⁶と「耶律仁先墓誌」⁴⁷の後ろは「詞」で、「張匡正墓誌」⁴⁸と「劉貢墓誌」⁴⁹の後ろは「辭」である。「沙姑墓誌」の最後の「贊」の内容は以下のとおりである。

累代垂休，超商越周。功名遠著，德行方流。風行万国，威服千侯。太祖興霸，化及明幽。
爰及附馬，承上勲庸。允文允武，能忠能孝。超群妙略，蓋代神功。卷舒夷夏，摶伏頑凶。
勅為功高，□□□□。上連帝戚，下接權豪。以恩及衆，使民忘勞。匡弼為國，道繼唐堯。
庶匯茫茫，冬雪秋霜。堅貞松柏，寒歲調傷。玉石俱燼，火炎昆崙。八節更換，万物興亡。
廣振殊勳，身歿名存。堯傷八凱，武嘆十人。墳藏金体，祭饗明神。一局棺椁，万万冬春。

50

思うにこの「贊」は、典型的な四字一句で韻律を重んずる駢儷文であり、中原の歴史や文学の典故を多く引用している。例えば「超商越周」、「風行万国」、「允文允武」、「唐堯」、「玉石俱燼、火炎昆崙」、「身歿名存」、「堯傷八凱」、「武嘆十人」等である。このことからすると、撰者の焦習は朝廷で官となり書物を大量に読んでいた漢族の士人である。中原地域においては、『春秋穀梁伝』僖公十五年（紀元前645年）乙卯の「ゆえに徳の厚い者は流布するところは広く、徳の薄い者は流布するところはわずかである。そのため始めを尊ぶのは、徳の根本である。初めて封じられた者を祖とする。（故徳厚者流光、徳薄者流卑。是以貴始、徳

⁴² 羅繼祖「遼國附馬贈衛国王墓志銘考証商榷」。

⁴³ 脱脱『遼史』卷一、太祖紀上、神冊元年二月丙戌朔（10頁）。

⁴⁴ 向南・張國慶・李宇峰『遼代石刻文統編』3-4頁。

⁴⁵ 向南・張國慶・李宇峰『遼代石刻文統編』23-25頁。

⁴⁶ 向南『遼代石刻文編』21-23頁。

⁴⁷ 向南『遼代石刻文編』352-354頁。

⁴⁸ 向南・張國慶・李宇峰『遼代石刻文統編』214-215頁。

⁴⁹ 向南・張國慶・李宇峰『遼代石刻文統編』252頁。

⁵⁰ 向南『遼代石刻文編』27-28頁。

之本也。始封必為祖。)」⁵¹をよりどころとする。「祖に功があり、宗に徳がある（祖有功而宗有德）」⁵²という廟号の基準によると、開国の君あるいは国家の基礎を定めた者の廟号は一般的に「祖」と称されたり追上されたりする。例えば劉邦は「漢高祖」、司馬昭は西晋の「太祖」、拓跋珪は北魏の「太祖」、宇文泰は北周の「太祖」、楊堅は「隋高祖」、李淵は「唐高祖」、朱溫は後梁の「太祖」、李克用は後唐の「太祖」、石敬瑭は後晋の「高祖」、劉知遠は後漢の「高祖」、郭威は後周の「太祖」などである。耶律阿保機は遼朝の開国皇帝であるから、儒家文化の經典に精通した焦習の意識の中では当然遼朝の「太祖」なのである。ゆえに、この墓誌の「贊」における「太祖」という言葉を論拠として耶律德光・耶律兀欲・耶律璟の三皇帝の在位期間に阿保機がすでに廟号を持っていたと完全に断定することはできないのである。その後の碑刻の中で、八六年間もの長きにわたって、耶律阿保機に関連する場面で「太祖」という言葉を使用した事例が一つもないことから、「沙姑墓誌」の「贊」中の「太祖」は中原の礼制における真の意味での廟号ではなく、駢儻文の作成において典故を運用する必要から使用された漢語語彙である可能性が高い。

上記の分析が正しければ、遼朝皇帝の廟号制度実施は耶律隆緒が即位した後に始まったもので、耶律阿保機・耶律德光・耶律兀欲・耶律璟の廟号は隆緒の即位後に追奉されたはずであり、張儉が撰した「聖宗皇帝哀冊」にある「先祖を奉じて孝を思い、陵墓に拜謁して祖宗を追冊した。(奉先思孝、謁陵而追冊祖宗。)」⁵³という記載もまたこの見方の証左となる。これは遼朝初年に漢制である廟号制をただちに吸収し模倣したわけではなく、遼中期以降になって漢制の吸収と模倣の度合いが高まるにつれてようやく施行され始めたことを表しており、遼朝皇帝が廟号制度を実施した時期に関して宋人による記載が一致しないのも決して全く根拠がないわけではないことを示しているのである。

三、遼朝の「太廟」

廟号とは亡き皇帝が太廟中で祭られるさいの位牌と名号であるから、契丹皇帝の廟号と密接にかかわるのがすなわち遼朝に太廟があったのかなかつたのかという問題である。遼朝の「太廟」に関する研究は、現在のところ行われていない。中原王朝の制度にもとづけば、太廟は皇帝の宗廟であり、統治者が祖先祭祀をおこなう重要な場所であり、王朝の正統性と政権の合法性を表す権威の象徴なので、ゆえに「人の國を滅ぼす者は、皆其の宗廟を毀ち、其の社稷を遷す。(滅人國者、皆毀其宗廟、遷其社稷。)」⁵⁴というほどである。『春秋穀梁伝』僖公十五年九月己卯には、「天子より士に至るまで皆廟が有る。天子は七廟、諸侯は五、大夫は三、士は二である。(天子至于士皆有廟。天子七廟、諸侯五、大夫三、士二。)」

⁵¹ 杜預『春秋三伝』173 頁。

⁵² 程千帆『史通箋記』67 頁。

⁵³ 向南『遼代石刻文編』193-195 頁。

⁵⁴ 『春秋左伝正義』莊公四年三月、孔穎達疏(224 頁)。

⁵⁵とある。周代の天子の太廟には七廟があり、すなわち『礼記』には「天子は七廟で、三昭三穆で、大祖廟と合わせて七となる。(天子七廟、三昭三穆、与大祖廟而七。)」⁵⁶とある。そのため「天子七廟」は後世に広く受け入れられる概念となった。歴代の中華王朝の開国皇帝は、即位後に自らの皇位の合法性と政権の正統性を示すために、國を立てた当初に太廟を建て、さかのぼって祖先を追封して皇帝とし、廟号を建てた。隋朝の開国皇帝である文帝楊堅⁵⁷、唐朝の開国皇帝である高祖李淵⁵⁸、五代後梁の開国皇帝である太祖朱溫⁵⁹、沙陀人の後唐莊宗李存勗⁶⁰、沙陀人後晋の開国皇帝である高祖石敬瑭⁶¹、沙陀人後漢の開国皇帝である高祖劉知遠⁶²、後周の開国皇帝太祖郭威⁶³、北宋の開国皇帝である太祖趙匡胤⁶⁴等の如きである。遼朝の開国皇帝耶律阿保機は、後梁の開平元年(907年)に遼輦氏に取って代わって「天皇帝」(「天王」にも作り、すなわち契丹語の「天可汗」)と称して契丹の首領となったにせよ、神冊元年(916年)には漢制にならって建元し皇帝を称したにせよ、いずれにせよ祖先を追封して皇帝とする措置はなく、ゆえに遼初には中原の漢制の「太廟」は存在しなかったのである。

『遼史』で唯一「太廟」が現れる記載は、耶律隆緒の統和元年(983年)六月「辛卯、太廟で事があった。(有事于太廟。)」⁶⁵で、つづいて群臣を率いて母后蕭綽に尊号を奉り、その後、群臣がまた皇帝に尊号を奉り大赦し統和と改元した。これは尊号を受けて改元するため太廟に拝謁したように思われる。しかし、このとき遼朝の皇帝はまだ開国皇帝耶律阿保機の祖先を追封していなかったため、ゆえにこの時のいわゆる「太廟」とは耶律阿保機から耶律賢までの五人の皇帝の廟にすぎず、けっして中原の漢制の天子七廟を有する太廟ではなかった。あるいは『遼史』のこの文章では脱字があり、「太」と「廟」の間で「祖」が脱落した可能性もある。というのは『遼史』では「太宗本紀」から「天祚皇帝本紀」まで、契丹皇帝の「太祖廟に事有り(有事于太祖廟)」、「時果を太祖廟に薦む(薦時果于太祖廟)」、「太祖廟を謁す(謁太祖廟)」、「新を太祖廟に薦む(薦新于太祖廟)」、「太祖廟に享む(享太祖廟)」、「太祖廟に告ぐ(告太祖廟)」、「太祖廟を祭る(祭太祖廟)」、「奠を太祖廟に致す(致奠太祖廟)」などの記載がたびたび見え、また「告廟儀」にも「太祖廟に詣る(詣太祖廟)」⁶⁶とあるからで、したがって『遼史』で唯一のこの「太廟」の記事についてはさらなる検討が必要

⁵⁵ 『春秋穀梁伝』僖公十五年九月己卯(173頁)。

⁵⁶ 『礼記』王制(448頁)。

⁵⁷ 魏徵『隋書』卷一、高祖紀上、開皇元年二月乙丑(13頁)。

⁵⁸ 欧陽脩『新唐書』卷一、高祖紀、武德元年六月己卯(7頁)。

⁵⁹ 欧陽脩『新五代史』卷二、梁本紀、太祖紀下、開平元年七月己亥(14頁)。

⁶⁰ 司馬光『資治通鑑』卷二七二、後唐紀一、莊宗同光元年閏四月(8884頁)。

⁶¹ 欧陽脩『新五代史』卷八、晉本紀、高祖紀、天福二年五月丁丑(81頁)。

⁶² 欧陽脩『新五代史』卷一〇、漢本紀、高祖紀、開運四年閏七月庚辰(102頁)。

⁶³ 欧陽脩『新五代史』卷一一、周本紀、太祖紀、廣順元年五月辛未(112-113頁)。

⁶⁴ 脱脱『宋史』卷一、太祖紀一、建隆元年九月丙午(7頁)。

⁶⁵ 脱脱『遼史』卷一〇、聖宗紀一、統和元年六月辛卯(111頁)。

⁶⁶ 脱脱『遼史』卷四九、礼志一、吉儀、告廟儀(837頁)。

だと思われ、同時にまたこれらの記載は、聖宗耶律隆緒の在位期間には中原の漢制の意味での太廟が遼朝にはまだなかったということを物語っている。

興宗耶律宗真が在位している時になってから、遼朝はようやく重熙二十一年（1052年）七月に、耶律阿保機の父である撒刺的を徳祖に、祖父勻德実を玄祖に追封したが⁶⁷、これもいわゆる「天子七廟」の基準に達していなかった。そのうえ『遼史』によれば、清寧四年（1058年）十一月、耶律洪基が再生礼と柴冊礼を行う際に、耶律阿保機と諸帝の宮を拜謁してから木葉山を祭っている⁶⁸。耶律洪基は耶律阿保機以来のすでに亡くなった七人の皇帝の宮を拜謁しただけのことであり、これはけっして「太廟」ではなかった。この典礼に参加した宋人王易も「先に日を望んで四回拜し、ついで七祖殿・木葉山神を拜し、ついで金神を拜し、ついで太后を拜し、ついで赤娘子を拜し、ついで七祖眷属を拜し、ついで柴籠に上って冊を受け、ついで黒龍殿に入って祝賀を受けた。（先望日四拜、次拜七祖殿・木葉山神、次拜金神、次拜太后、次拜赤娘子、次拜七祖眷属、次上柴籠受冊、次入黒龍殿受賀。）」「七祖とは太祖・世宗・穆宗・景宗・聖宗・興宗である。（七祖者太祖・世宗・穆宗・景宗・聖宗・興宗也。）」⁶⁹という記述を残している。『遼史』にみえる耶律阿保機と諸帝の宮こそが「七祖殿」、すなわち亡き耶律阿保機から耶律宗真までの七人の皇帝の「神主」を祭った「七廟」⁷⁰だと考えられ、また「諸先帝宮廟」⁷¹ともいい、「興宗仁懿皇后哀冊」⁷²と「道宗皇帝哀冊」⁷³ではこれらを「先廟」と称しているのだが、これはけっして中原のいわゆる太祖とその祖先を祭るのを含めた「太廟」ではなく、つまり耶律洪基の在位期間である遼朝後期になっても、厳密に中原的な意味での「太廟」は遼朝には依然として存在しなかったのである。この時にはすでに亡くなった遼朝皇帝の廟はすでに七つ揃っていたので、宋人沈括は耶律洪基がいた永安山の夏捺鉢中の祖先廟を「太廟」と称し、「また東に氈廬が一あり、傍らには氈車六を駐め、前に纛を立てて、太廟と言い、みな草むらの中にある。（又東氈廬一、傍駐氈車六、前植纛、日太廟、皆草莽之中。）」⁷⁴と記したのかもしれない。一方で、道宗大康七年（1081年）に撰された「聖宗仁德皇后哀冊」の「詞」には「太廟の遺像を列するに、婉爾たり其の質や、曲合の旧冊を存するに、煥乎たり其の辞や。（列太廟之遺像兮、婉爾其質、存曲台之旧冊兮、煥乎其辭。）」⁷⁵とあるのだが、このうちの「太廟」という語はどのように理解したらよいだろうか。前述したように、この哀冊の「詞」は「沙姑墓誌」の「贊」と同様に墓誌銘の「銘」と性格を同じくし、韻律と典故引用にこだわった駢儷文である。この句の中で「太廟」と「曲

⁶⁷ 脱脱『遼史』卷二〇、興宗紀三、重熙二十一年七月壬子（244頁）。

⁶⁸ 脱脱『遼史』卷二一、道宗紀一、清寧四年十一月壬午・丙戌（257頁）。

⁶⁹ 王易『重編燕北錄』（283頁）。

⁷⁰ 脱脱『遼史』卷四九、礼志一、吉儀、柴冊儀（836頁）。

⁷¹ 脱脱『遼史』卷五一、礼志三、軍儀、皇帝親征儀（845頁）。

⁷² 向南『遼代石刻文編』375-376頁。

⁷³ 向南『遼代石刻文編』513-515頁。

⁷⁴ 沈括『熙寧使契丹図抄』（168-169頁）。

⁷⁵ 向南『遼代石刻文編』（393-394頁）。

台」とは対をなしており、「曲台」とは漢代の都城長安の宮殿の名称であり、同時にまた書物を校勘し著述をおこなう場所なのだが⁷⁶、遼朝ではこの名称の宮殿は見いだされず、したがってこの「太廟」と「曲台」はいずれも駢儻文の作成のために中原の典故を借用したにすぎず、つまり中原的な意味での「太廟」が遼朝にすでに存在したということを示しているわけではないのだ。劉鳳翥先生が釈読した契丹小字「興宗皇帝哀冊」中の「太廟」⁷⁷もまたこのように理解すべきである。

遼朝の末帝天祚皇帝が在位しているときに至り、ようやく乾統三年（1103年）十一月に太祖の曾祖薩刺德を懿祖に、高祖耨里思を肅祖に追封し⁷⁸、これによって唐初の制度の模倣が完成し、開国皇帝太祖の四代祖先を追尊して皇帝とした⁷⁹。しかしこれも中原王朝のいわゆる「天子は七廟で、三昭三穆と大祖の廟を合わせて七とする」（『礼記』王制）の基準を満たすには不十分だった。遼末に耶律章奴が天祚皇帝に叛き、捕らえられた後に「捕縛されて行在に送られ、市で腰斬の刑に処され、その胸を切り開いて祖廟に献じた」⁸⁰とあるが、天祚皇帝の冬捺鉢中にある廟が「祖廟」であることを示しており、中原王朝における厳密な意味での「太廟」ではなかった。

前掲の王易『重編燕北錄』には「七祖眷属の七人はいずれも木人で、紅錦衣を着け、また木葉山の廟内より取った。（七祖眷属七人、俱是木人、着紅錦衣、亦于木葉山廟内取到。）」⁸¹と記載されている。これによれば、耶律阿保機から耶律宗真までの七人のすでに亡くなつた皇帝の眷属の木人、すなわち皇后の「神主」も、捺鉢の中にある対となる皇帝の廟に合わせ祀ることではなく、木葉山の廟内に祀られたのである。しかし、『遼史』の「爇節儀」の記載はこれとは異なっている。「帝が崩じたときに、……穹廬の中に小さな氈殿を置き、帝と后妃は金像を鋳造してそこに納める。節辰・忌日・朔望にはみな穹廬の前で祭る。（及帝崩……穹廬中置小氈殿、帝及后妃鋳金像納焉。節辰・忌日・朔望、皆致祭于穹廬之前。）」⁸²とある。では、『重編燕北錄』と『遼史』の記載のどちらに誤りがあるのだろうか。『遼史』に記載された「瑟瑟儀」・「柴冊儀」・「皇帝納后之儀」・「賀生皇子儀」・「賀平難儀」・「立春儀」・「再生儀」等の遼朝皇帝が参加する各種儀式においては、すべて「先帝御容」・「諸帝御容」を拝して祭り、先帝と后の御容を拝して祭るものではないことから、『遼史』の記載の方に誤りがあるかもしれないことを示している。当然のことながら、もう一つの可能性として、『遼史』に記されているのは、皇帝直属の諸宮衛に穹廬を設置し、その内に小さな氈殿を設けて宮衛の主人と后妃の金像を祀ったということかもしれない。王易の残した記述から、契

⁷⁶ 班固『漢書』儒林伝、孟卿伝（3615頁）。

⁷⁷ 劉鳳翥・唐彩蘭・青格勒『遼上京地区出土の遼代碑刻彙輯』177頁。

⁷⁸ 脱脱『遼史』卷二七、天祚皇帝紀一、乾統三年十一月乙巳（320頁）。

⁷⁹ 脱脱『遼史』卷一〇三、文学上、蕭韓家奴伝（1449頁）。

⁸⁰ 脱脱『遼史』卷二八、天祚皇帝紀二、天慶五年九月乙巳（333頁）「縛送行在、腰斬于市、剖其心以献祖廟。」

⁸¹ 王易『重編燕北錄』（283頁）。

⁸² 脱脱『遼史』卷四九、礼志一、吉儀、爇節儀（838頁）。

丹人の聖山木葉山の始祖廟において、遼朝の亡き諸帝の皇后の神主木人が赤い錦衣を身にまとい、伝説中の契丹人の女始祖赤娘子と一緒に祀られていたことが分かる⁸³。

要するに、遼朝のいわゆる「太廟」は、けっして中原の伝統的な政治文化の規定に厳密に従って建てられた天子の宗廟としての存在ではなく、亡くなった皇帝を祀った廟なのである。しかし、遼朝の中後期になると、正統観念の影響を受けたため、遼朝は唐朝が四世の祖先を追尊して皇帝としたのを模倣はじめ、耶律宗真は開国皇帝耶律阿保機の父・祖を追尊して皇帝とし、廟号を奉り、天祚帝耶律延禧は阿保機の曾祖と高祖を追尊して廟号を奉り、ここに至って遼朝にもただ形式的に「四親」廟を備えるようになっただけで、高祖の父・祖父の二祧廟はまだ備えておらず、いわゆる「天子七廟」の基準を満たしてはいなかった。義宗耶律倍・順宗耶律濬・章肅皇帝耶律李胡及び開国皇帝耶律阿保機の祖先などを含む追尊された皇帝は、廟号の有無にかかわらず、いずれもいわゆる「太廟」には祀られず、亡き皇后の神主も対となる皇帝の廟には合わせ祀らず、伝説中の女始祖赤娘子と共に木葉山で祀られた。したがって、遼朝は中原の太廟制度を吸收し参考にはしたもの、全面的に模倣したとは言えないものである。厳密な意味で言えば、遼朝のいわゆる「太廟」とは、かつて在位した亡き諸帝の「先廟」あるいは「祖廟」にすぎず、しかも解体可能な氈帳と移動可能な氈車で造られており、その前に纛が置かれ、草莽中にあって、皇帝の四時捺鉢につき従うものであり、中原王朝の太廟が固定建築物であるのとは異なっていた。

以上をまとめると、皇帝の死後に廟号を立てて太廟に祀るのは、中原王朝の封建宗法祭祀制度の一つであるが、遼朝がこの制度を吸收し参考としたのは耶律隆緒の即位後のことであり、統和二十六年（1008年）にはじめて完全なものとなった。「隨帳郎中」の焦習によつて遼穆宗応暦九年（959年）に書かれた「沙姑墓誌」の「贊」に見える「太祖」の語は、開国皇帝耶律阿保機が穆宗の時にすでに廟号を持っていたことを示しているのではなく、駢儺文作成の必要から中原の儒家文化の伝統に依拠して使われた語句なのであった。遼朝皇帝は、耶律隆緒の在位中に廟号制度を実施したとはいえ、厳密な意味で中原王朝の「天子七廟」の基準を満たす太廟はずっと存在せず、開国皇帝耶律阿保機をはじめとする亡き皇帝を祀る「先廟」あるいは「祖廟」があったにすぎず、耶律阿保機の祖先・耶律倍・耶律李胡・耶律濬など追尊された皇帝はその中に祀らず、亡くなった皇后もまたその中に合わせ祀らず、赤い錦衣を身につけた亡き皇后の神主木人は、契丹人の伝説の女始祖赤娘子と共に木葉山の廟に祀られたのであった。遼朝の「先廟」あるいは「祖廟」は氈帳と氈車で構成され、皇帝の四時捺鉢につき従つた。遼道宗の時に遼朝へ使節として赴いた沈括は、夏捺鉢において耶律阿保機以来の七人の皇帝を祀った「七祖殿」すなわち先廟あるいは祖廟を目撃したために、中原の人の視点でそれを遼朝の「太廟」だととらえたのであった。遼朝の先廟あるいは祖廟に中原王朝の太廟とこれほど大きな差異がある理由は、遼朝が「国制」によって契丹を治め、

⁸³ 王易『重編燕北錄』「赤娘子者、番語謂之掠胡奧、俗傳是陰山七騎所得黃河中流下一婦人、因生其族類。其形木雕彩裝、常時于木葉山廟內安置、每一新戎主行柴冊禮時、于廟內取來作儀注、第三日送歸本廟。」

漢制によって漢人に対応する（以国制治契丹、以漢制待漢人）」「俗に因って治める（因俗而治）」⁸⁴という統治政策を実行した結果であり、そのため遼朝の廟号および先廟あるいは祖廟の制度もまた、蕃漢が入り混じるその特殊な社会の様相を体現したものだったのである。

参考文献（訳者注：著者名日本語五十音順）

- 『宋大詔令集』（北京：中華書局、1962年）
- 『礼記正義』（李学勤『十三經注疏 鄭玄注、孔穎達疏、龔抗雲整理』）（北京：北京大学出版社、1999年）
- 王易『重編燕北錄』（『中国野史集成』編集委員会、四川大学図書館、『中国野史集成(先秦一清末)』第十冊）（成都：巴蜀書社、1993年）
- 欧阳脩『新五代史』（北京：中華書局、1974年）
- 欧阳修・宋祁『新唐書』（北京：中華書局、1975年）
- 魏徵『隋書』（北京：中華書局、1973年）
- 向南『遼代石刻文編』（石家庄：河北教育出版社、1995年）
- 向南・張國慶・李宇峰『遼代石刻文統編』（瀋陽：遼寧人民出版社、2010年）
- 左丘明『春秋左伝正義』（李学勤『十三經注疏 社預注、孔穎達疏』）（北京：北京大学出版社、1999年）
- 司馬光『資治通鑑』（北京：中華書局、1956年）
- 徐松『宋会要輯稿』劉琳・刁忠民・舒大剛校点（上海：上海古籍出版社、2014年）
- 沈括『熙寧使契丹図抄』・賈敬頤『五代宋金元人辺疆行記十三種疏証稿』（北京：中華書局、2004年）
- 薛居正『旧五代史』（北京：中華書局、1976年）
- 脱脱『宋史』（北京：中華書局、1985年）
- 脱脱『遼史』（北京：中華書局、1975年）
- 程千帆『史通箋記』（北京：中華書局、1980年）
- 杜預『春秋三伝』（上海：上海古籍出版社、1987年）
- 馬端臨『文献通考』（北京：中華書局、1986年）
- 班固『漢書』（北京：中華書局、1962年）
- 葉隆礼『契丹国志』賈敬頤・林榮貴校点（北京：中華書局、2014年）
- 羅繼祖「遼國附馬贈衛国王墓志銘考証商榷」（『吉林大学社会科学学報』1963年1期、51-54頁）
- 李燦『続資治通鑑長編』上海師範大学古籍整理研究所・華東師範大学古籍整理研究所校点（北京：中華書局、1992年）
- 劉鳳翥・唐彩蘭・青格勒『遼上京地区出土的遼代碑刻彙輯』（北京：社会科学文献出版社、

⁸⁴ 脱脱『遼史』卷四五、百官志一、序（685頁）

2009 年)

原載：『河北大学学報』2020 年第 5 期。

翻訳：河 内 桂

校閲：古松崇志

* 史料の現代語訳は校閲者による